

医療の確保、検疫、学校、保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定の概要)

平成21年5月22日付け運用指針(旧)		改 定 (平成21年6月19日付け運用指針)(新)
考 基 え 本 方 的	①感染のさらなる拡大の防止 ②特に、基礎疾患を有する者等の重症化の防止	
	(1) 感染拡大防止地域(感染初期、患者発生少数)	(2) 重症化防止重点地域(急速な患者数の増加)
接 触 者 へ の 対 応 発 生 患 者 と 濃 厚	○患者: 感染症指定医療機関等への入院、服薬。 ○濃厚接触者: 外出自粛の要請、予防投与、健康観察。 ○医療従事者や初動対処要員等: 感染可能性が高い場合、予防投与。	○基礎疾患を有する者等: 初期症状が軽微であっても優先して入院治療。 ○基礎疾患を有する者等か明確でない者: 重症化の兆候が見られる場合、速やかに入院治療。 ○軽症者: 自宅療養、健康観察。 ○自宅療養する軽症者の家族(基礎疾患有り): 予防投与 ○医療従事者・初動対処要員等(基礎疾患有り): 感染可能性が高い場合、予防投与。
医 療 体 制	○インフルエンザ様症状が見られた場合には、発熱相談センターに電話で相談、指示された発熱外来を受診。	○対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受診を行うことが可能。 ○外来: 一般の患者と新型インフルエンザ患者の入口等・診療時間帯を分けるなど最大の注意。 ○入院: 一般病院においても重症患者のための病床を確保。
学 校 ・ 保 育 施 設 等	○学校・保育施設等: 必要に応じて、市区町村の一部又は全部、都道府県の全部での臨時休業を要請(一週間ごとに継続の可否を検討)。解除後は患者発生時に個別に臨時休業を要請。 ○大学: 感染が拡大しないための運営方法の工夫を要請。	○学校・保育施設等: 患者が多く発生した場合、設置者等の判断で臨時休業。 ○大学: 感染のスピードを遅らせるための運営方法の工夫を要請。
サ ー ベ イ ラ ン ス 等	【患者が発生していない地域】 ○インフルエンザ様症状を有する者の増加等が見られる場合、PCR検査を積極的に活用。 【一定以上患者が発生している場合】 ○PCR検査に優先順位をつけて運用。(患者未発生地域からの検体の優先的な実施等。)	○ 今後は、新型インフルエンザ発生地域等において患者との接触が強く疑われ、かつ、発熱等の症状がある者にPCR検査を優先実施。季節性インフルエンザのサーベイランスを強化し、新型インフルエンザの発生動向を捉える。
検 疫	○ブース検疫(※ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。) ○患者を確認した場合は、引き続き隔離措置。 ・濃厚接触者: 外出自粛の要請等、より慎重な健康監視。居住地等の都道府県等に速やかに連絡。 ・その他の同乗者: 健康監視の対象としない。健康状態に異常がある場合は、発熱相談センターへの連絡を徹底。	
	地域をグループ分けせず、地域の実情に応じて対応。	
	○患者: 原則として、外出を自粛し、自宅療養。健康観察。 (感染拡大のおそれがある場合、必要に応じて入院させることも可能。) 基礎疾患を有する者等: 早期から抗インフルエンザウイルス薬を投与した上で、重症化するおそれがある者については優先的にPCR検査を実施し、必要に応じて入院治療。 基礎疾患を有する者等か明確でない者: 重症化の兆候が見られる場合、速やかに入院治療。 ○濃厚接触者: 外出自粛などの協力要請、一定期間に症状が出現した場合は保健所への連絡を要請。 ○医療従事者・初動対処要員等(基礎疾患有り): ウイルス暴露の場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与。感染の可能性が高くなければ職務継続可能。	
	○発熱相談センター: 受診する医療機関がわからない人への適切な医療機関の紹介、自宅療養患者への相談対応等の情報提供。 ○外来部門: 原則として全ての一般医療機関において診療。発熱患者とその他の患者の待合い区域を分ける。診療時間を分けるなど院内感染対策を徹底し、基礎疾患を有する者等への感染を防止。 ○入院について: 原則として入院措置は実施せず自宅療養。感染症指定医療機関以外においても重症患者の入院を受入れ。都道府県等は重症患者のための病床を確保。 ○都道府県は、発熱患者の診療を原則を行わない医療機関(透析・がん専門・産科病院等)を定めることができる。	
	○学校・保育施設等: 患者が発生した場合、都道府県等は、必要に応じ臨時休業を要請。 ※ 感染拡大防止のため、特に必要がある場合、都道府県等は広域での臨時休業の要請が可能。 ○大学: 感染のスピードを遅らせるための運営方法を工夫するよう要請。	
	サーベイランスの着実な実施。 ○感染拡大の早期探知: 集団発生を可能な限り早期に探知。感染の急速な拡大や大規模な流行への発展の回避を図る。全ての患者(疑い患者を含む)ではなく、集団発生の場合について保健所へ届出。感染状況に応じて地衛研で確認検査。また、学校等の休業状況等をより迅速に保健所で把握。都道府県等はこれらの結果等を国へ報告。患者・濃厚接触、者への対応等を含め感染拡大防止対策を実施。この変更にあたっては、円滑な移行期間を経て速やかに実施。 ○重症化及びウイルスの性状変化の監視: 入院した重症患者数を把握。病原体定点医療機関からの検体により地衛研・感染研でウイルスの性状変化を監視。 ○インフルエンザ全体の発生動向の的確な把握: 定点医療機関からの保健所への報告に基づき、インフルエンザ全体の発生動向を的確に把握、医療関係者や国民に情報提供。	
	入国者全員への十分な注意喚起、国内対策の変更に応じた運用へ転換。 ○全入国者に検疫ブース前で呼びかけ、健康カード配布、発症した場合は医療機関を受診するよう周知。 ○事前通報の状況に応じて機内検疫を実施、有症者の把握。 ○有症者は、原則、新型インフルエンザのPCR検査を行わない。症状に応じ、マスク着用などを行い、帰宅(自宅療養)させる。 ○同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合は、PCR検査を実施し、陽性の場合は、医療機関受診を勧める。当該同一旅程の他の者は、住所地等を確認し、都道府県等に情報提供。	

※ 「更なる変化に備えて」今後、実際に患者が大きく増加したとき、ウイルスの性状が変化したときに
おけるさらなる検討。